

2021年度山形県予算編成に向けた連合山形要請

I. 雇用・労働政策

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用に関する支援の創設・拡充について

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内4総合支庁に設置されている「事業継続相談窓口」を中心として、県内すべての市町村においても相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染拡大に対する支援策への相談対応を連携して出来るよう体制を整えること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県内企業の事業継続や雇用維持はますます厳しくなっている。このため、国における緊急経済対策はもとより、県内の経済情勢や雇用情勢を踏まえた助成金や融資など県独自の制度を創設・拡充するとともに、県内市町村に対しても地域の実情に応じた支援策の創設・拡充について要請すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされ、従業員の雇用維持に苦慮している企業が、巣ごもり需要で人手不足に直面している食品スーパー等の企業に、休業中の従業員の就労を認めているケースもある。休業等を余儀なくされている企業の従業員が人手不足の企業で一定期間兼業・副業を行えるようなマッチングを県として推進すること。

2. テレワーク推進における労働時間等の管理の徹底および環境整備の推進について

- (1) 2019年4月に施行された働き方改革によって注目されたテレワークは、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に急速に広がりを見せている。連合がインターネットを通じて全国1000人の状況を集計し、2020年6月に発表した「テレワーク実態調査」の結果によれば、通常の勤務よりも長時間労働になるという回答が過半数になると同時に、会社が労働時間を管理していないという回答が1割強で、テレワークの課題が浮き彫りになっている。テレワーク導入に関しては、県の働き方改革推進アドバイザーを通じて、事業主に対し、適切な労働時間管理を行い、また、利用者の疎外感・孤立感やコミュニケーションの重要性についても配慮するようアドバイザーによる訪問等で指導するとともに、企業の取り組みの好事例も含めてメールマガジンやホームページにて周知すること。
- (2) 県内中小企業におけるテレワーク導入に向けた環境整備を促進するため、テレワーク導入のための機器購入費、システム構築費、コンサルタント料などを補助対象とする支援事業を実施・拡充すること。

3. 若者の県内定着の促進について

民間事業所が2020年5月に発表した「2021年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」によると、地元就職希望割合は昨年から1.1ポイント減少し48.7%で、10年前から14.6ポイントの減少となった。とくに東北エリアの減少は大きく、24.7ポ

イント減で最も大きかった。それでも、地元企業がWEBセミナーやWEB面接を実施していると志望度が上がる」と回答した学生は53.3%と前年比で13.0ポイント増加していることから、若者の地元就職を促進するために、WEBによる県内企業の情報発信を推進すること。

また、学生を対象とした合同就職説明会やUIJターン希望者を対象とした就職説明会についても、同一会場・同一時刻においてWEBによる説明会および面談ができるよう検討すること。

4. ハラスメント防止措置の周知徹底について

近年、パワハラやセクハラなどハラスメントに関する労働相談が連合山形に多く寄せられ、相談内容としては最も多くなっている。ハラスメントにより、うつ病を発症し休職するなど深刻なケースが増えており、対策が急務となっている。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（ハラスメント対策関連法）により、2020年6月1日より職場におけるハラスメント防止措置が義務付けられた（中小企業は、2022年4月1日から）が、メールマガジンやホームページにて周知するとともに、職場におけるあらゆるハラスメントの一元的な相談対応や関連法令を周知するためのセミナー開催など、ハラスメントのない職場環境の整備につながる取り組みを推進すること。また、山形労働局と連携し、広く県民に理解・浸透を図ること。

II. 行政改革

1. 「第4次山形県総合発展計画（山形県版総合戦略第2期）」の推進について

- (1) 今年度からスタートしている「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実現できる山形」の基本目標のもとに「第4次山形県総合発展計画（山形県版総合戦略第2期）」が策定されている。この着実な進捗にむけては計画内容やその背景、情勢について県民・市町村・関係団体等と共有することが重要である。さらに、目標達成のためには、持続可能な開発目標（SDGs）の視点も取り入れてられていることを踏まえて、目標達成にむけて、積極的に工夫を図りながら情報発信をおこない、適時に達成度の把握や県民意識調査・分析などをおこない実効性を高めていくこと。
- (2) 特に、県づくりの重要な視点を掲げている「人口減少を乗り越える」ために、引き続き、本計画に沿って着実に切れ目なく施策を講じること。さらに、「首都圏一極集中」という全国的・構造的な人口問題が深刻化していることから「地域分散型社会」構築にむけて国に対して積極的に働きかけを行うこと。

2. 地方財政の確立について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として、第2波・第3波に備えた検査・医療体制を整備するための予算措置を含め、想定を超える大きな財政支出が必要となっていることから、他の重要施策へ十分な予算配分が行えるよう予算を確保すること。また、必要な場合は国

に対し財政支援を強く求めること。

- (2) 地方消費税の減少が見込まれることから、減収補填債の対象に追加するなどの対応を国に求めること。さらに、「地方創生臨時交付金」や「感染症緊急包括支援交付金」を継続して交付することや地域事情に応じたキメの細かい対策が図れるよう、スピード感をもった自由度の高い財政支援を国に求めること。

3. 総合的な防災・減災対策の充実について

- (1) 近年、大規模な自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。県においては、国土強靱化基本法に基づき、2016年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、災害時に重要なインフラ整備、耐震対策、老朽化対策、BCPの普及など推進してきた。策定後、概ね5年が経過するにあたっての事業検証を行うこと。また、さらなる推進策を講じ、県民の安心・安全を確立するとともに、市町村が策定した「地域版国土強靱化計画」の目標達成に向け、県においても財政確保などの支援策を講じること。
- (2) 災害は、県民の生命と生活に大きな影響を与えることから、総合戦略第2期の柱でもあるように、大規模災害においては、危機管理の機能を強化し、県組織全体としての危機管理体制を確立しスピード感のある対応を図ること。

4. 山形県公共調達基本条例の労働条項に関する対応について

山形県は「山形県公共調達基本条例」（2008年7月）を制定し、県民の福祉向上や経済の健全な発展に寄与している。また、この条例の規定に基づき設置されている「山形県公共調達評議委員会」では、働く者の高齢化、人手不足、労働条件の整備などの課題に対し論議されている。これらのことを踏まえて、労働力の確保や人材定着・育成、処遇面で優位な県外への若者の流出を抑える観点からも、「山形県公共調達基本条例」を発展的に見直す視点を持って「公共調達評価委員会」等において「労働条項（働く者への労務報酬下限額の設定）」に関する調査・検討を行うこと。

5. 安心・安全な公共サービスの実現について

- (1) 安全で安心な水道水を供給するためには、健全な財政基盤の確立とともに、災害対応・危機管理の面から、水道事業に対する技術と経験が極めて重要で、水道事業を一体的に運営する体制確立が求められている。一方で、水道料金が全国的に引き上げられている傾向にあり、山形県は中山間地が多く効率性が悪いこと、並びに人口減少にある中で、収益性が悪化していくことが危惧されている。また、豪雨災害をはじめとした自然災害が多発してきており、ライフラインである水道事業のマンパワー確保は重要な課題である。

したがって、「山形県水道ビジョン」に示された、「持続可能」「安全」「強靱」な「山形の水道」を実現するため、県内水道事業者の牽引役としての取り組みを進めていくこと。

- (2) 様々な災害等が頻発していることから、防災・減災機能を強化する観点からも土木建築の設計基準見直しについて国へ要望し、計画的なインフラ改修・整備を図ること。また、災害復旧対応業務の増強も踏まえつつ、県として土木技術職の人材確保・育成を図ること。

6. 男女平等政策について

県が2019年8月に実施した「男女共同参画等に関する県民意識調査・企業実態調査」の結果（2020年2月公表）を踏まえ、昨年度要請からの継続課題である LGBT 等性的少数者への支援や、女性の意見や考え方の反映で否定的な回答割合が多い「政治」「県や市町村の施策」への対策、夫婦の役割分担に対する「理想」と「現実」の差を埋めるなど、県として男女平等と女性の能力活用に向けた政策を積極的に展開すること。

また、男女平等政策に基づき、県として女性管理職割合・男性の育児休業取得の目標が設定されているが、引き続き、目標達成のための環境整備などの支援を行うこと。

Ⅲ. 産業・環境政策

1. BCP策定の促進について

BCPの策定は、自然災害や新型コロナウイルスの発生により大きな影響を受けている日本において、企業の損害を最小限に抑え事業を継続・復旧するために重要度は増しているが、わが県における中小企業の策定率は15%程度にとどまっている。今年度、「山形県中小企業BCP策定支援事業業務委託」により山形県版BCPモデルを策定し活用を促すこととしているが、策定が促進されるよう支援の充実と関係団体等と連携し周知強化につとめること。

2. 地球温暖化防止への対応について

「山形エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」に地産地消などの山形県独自の要求事項を追加したシステムとなっているが、県内において65事業所の取得にとどまっている。取得企業が少ない要因のひとつとして、メリットが小さいことも考えられることから、「山形エコアクション21」や「改正ISO14001シリーズ」などの環境関連規格の取得促進のため、インセンティブの付与や規格の導入・更新に対する助成金の支給を行うこと。

3. 物流における再配達課題（地球温暖化防止）への対応について

インターネットで簡単にモノが買える時代となり、全国で1200万個／日の荷物が配送されている。そのうち2割が再配達となっており、ドライバー不足から1人当たりの配達数も増えている。再配達が多い要因は平日日中に仕事などで家にいないことや、今般のコロナ禍では対面受取を避けたいなどがあり、CO2削減による地球温暖化防止対策は勿論のこと、物流崩壊を防ぐためにも、県市町村と業界が連携した再配達削減の取り組みを行うこと。

4. 山形県産業振興ビジョンの推進について

2020年3月に新たな「山形県産業振興ビジョン」が策定され、「新時代を担う人材の確保と新規創業の促進」、「新時代を支える企業収益と県民所得の向上」及び「新時代に対応した本県産業の競争力強化」の三つの産業振興の方向が示されたことから、産学官そして労働

団体を含めた推進体制で目標達成をめざすこと。

本県においてはすでに独自のスーパーTOTALサポ補助金の活用等による中小企業・小規模事業者への支援がなされているが、その成果検証を踏まえ、十分なフォローアップ体制を構築すること。また本県においては、生産年齢人口が減少傾向にあり、若者の県内定着・帰郷、U・Iターンや就労移住の促進が課題になっている。国では「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）」の活用を進めているが、移住や起業しやすい環境整備も必要であり、廃校や遊休地、空き店舗など有効活用できるような支援策を講じ、交付金の活用促進を図ること。

5. ローカル線を中心とした地域交通の利用者増加と地域発展の取り組みについて

山形県内の地方鉄道は少子高齢化の影響など年々利用者が減少傾向にあり、このままでは路線存続が危ぶまれる状況にある。ローカル線は地域の足として必要不可欠であり、利用者減少に歯止めをかけるべく、官民が一体となり利用者の底上げを図っていく必要がある。

一方で近年はローカル線ブームや多様な旅を楽しむ旅行者も増えており、これら旅行者がローカル線や駅を中心にその周辺の観光施設を効率的に周遊し宿泊することで利便性が向上し、地域発展につながるものと考えられる。このことから、MaaSの導入、さらに宿泊施設の予約や観光施設をシームレスに結び付けるなど、官民が一体となった取り組みを行うこと。

※MaaS：ICT（情報通信技術）を活用し、バスや電車、タクシー、飛行機など、自家用車以外のすべての交通手段による移動を、ひとつのサービスで完結させること。具体的には、スマートフォンなどのデバイスでMaaSを適用したデジタルプラットフォームやアプリなどにアクセスすれば、すべての交通機関のルートや乗り換え情報の検索、チケットの予約や支払い、決済までをワンストップで可能にするということ。

IV. 社会保障政策

1. 切れ目のない医療を提供する体制の確立について

- (1) 感染症への対応などを念頭に、地域住民が安心して暮らせる医療提供体制の構築に向け、地域医療の中心的役割を担っている公立病院への財政的支援措置の更なる強化と感染症のまん延を考慮した地域医療構想の再検討を国へ働きかけること。また、西村山地域の医療が守られるようにすること。
- (2) 感染者を受け入れた病院、PCR検査を実施している病院などすべての医療機関では、救急外来、一般外来、手術の件数などを抑制し対応に奮闘しているが、軒並み病院財政が悪くなっている。病院を守るための財政支援の強化と地域医療を守るための財政的支援を国に要請すること。
- (3) 医療機関における検査の拡充に対応した医療従事者の感染防止対策を徹底すること。さらに感染者を受け入れた病院の医療従事者等に対する差別・偏見を解消すること。

2. 複合災害における感染予防対策と安心して医療・介護を受けられる連携体制の強化について

- (1) 医療機関や介護サービスにおける集団感染の発生を防止するために、マスク、防護衣や衛生資材の安定した供給の確保と避難所における被災者の健康状態を維持するため、マスクや消毒剤などの備蓄体制を構築し衛生環境を保持すること。さらには働く職員の命を守る対策を強化すること。
- (2) 被災地や避難所における感染症疾患の拡大を防止する観点から、避難所の数の確保、換気装置の整備など平時から施策を講じること。さらには地域と県が一体となった新たな防災態勢の構築や多様な避難形態などの検討を図ること。
- (3) いつ起こりうるかわからない災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を確保すること。また高齢者、障がい児、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段的確保を含む避難計画の策定と周囲への配慮をせずに生活できる体制を整えること。
- (4) 医療安全の確保を前提としたオンライン医療（診断等）の実施体制を検討すること。

3. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施について

- (1) 子ども・子育て支援の質・量の拡充を目的とした「子ども子育て支援新制度」の確実な実施に向け、引き続き早期の財政支援を国に働きかけること。

4. 障がい児・障がい者が地域で尊厳をもって生活できる権利を保障した共生社会の構築について

山形県第5期障がい福祉計画および第I期障がい児福祉計画の成果目標および活動指針の実績の中間評価と分析を着実にを行うこと。さらに障がい福祉サービスの提供を強化するとともにその内容が当事者に行き届くよう、情報提供・周知の徹底に努めること。

V. 教育政策

1. 教職員の「働き方改革」について

(1) 統合型校務支援システムの導入について

山形県は2021年度より、本システムを県内高等学校46校に対し順次導入する予定となっていることから、以下について取り組むこと。

- ①本システムは、広く「校務」全般を実施するために必要となる機能を有したシステムであるため、教職員の労務管理と連動させ、勤務時間の客観的な把握や出退勤管理など、教職員の負担軽減につながる運営をめざすこと。また、システムの管理・運営については、教職員の業務に依存しない対応をはかり、生徒の成績管理など個人情報の取り扱いについては十分なセキュリティ対策を講じること。
- ②効率的かつ効果的な本システムの導入・運営に向けて、県が中心となり各市町村と連携をはかりながら、県全体へ波及させるための指導と支援を行うこと。また、特別支援学校に応じたシステム導入についても遅れのないように対応すること。

(2) 改正給特法について

教職員の「働き方改革」を進める上で、時間外勤務の削減は喫緊の課題であることから、

改正給特法で定められた時間外勤務時間の上限までの勤務を容認せず、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務改善を行うよう各教育機関に対し指導すること。

(3) 部活動について

現在配置されている部活動指導員は種目が限定的であり、指導員を配置した部活動の強化は図れるが、全体的な顧問教員の業務改善までには至っていない。そのため、更なる部活動指導員の拡充をはかり、複数顧問制を実現することによる教職員負担を軽減すること。

2. 教職員の人材確保について

- (1) 山形県の教員試験の倍率は、毎年低下しており2019年度において2.3倍と東北でも最下位となっている。山形県の将来を担う子供たちを教育する優秀な人材を確保するためには、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、負担軽減は喫緊の課題であることから、教職員が生き生きと働き続けられる職場環境をめざし、抜本的な業務改善を実施すること。
- (2) これまで要請してきた「さんさんプラン」の拡充について、新型コロナウイルスなどの感染対策としても有効であることから、1クラス20人以下の複数クラス編成を早急に進め、正規採用教職員の増員を中心とした副担任制の推進や、学習支援員・学習ボランティアの増員など人材確保をはかること。
- (3) 1クラス20人以下の複数クラス編成を早急に進める上で、空き教室の活用や統合前の校舎の活用、特別教室の有効利用などに加え、利用する教室にはエアコンの設置を行うなど予算措置を講ずること。

3. 特別支援教育の充実と就業機会の確保について

- (1) 学校では、発達障害など個別の支援を必要とする子どもたちが増加している。小中学校で、通級指導を通じて成長してきた子どもたちの学びの場を確保し、より個に応じた指導を重視するために現在5校に設置されている通級指導を希望するすべての高校に拡大し、インクルーシブ教育の推進強化をはかること。加えて、通級指導導入校の拡大に向け、専門性を備えた教員等の人材育成・確保等に向けた研修体制の構築をはかること。
- (2) 山形県公立高校入学者選抜（高校入試）において、障害者差別解消法の観点から、書字障がい・識字障がいのある生徒に対する合理的配慮として、検査時間の延長やICT等支援機器の活用を認めること。
- (3) 障がいのある子どもたちが将来、社会参加し自立した生活を送るためには多様な就業機会の確保が求められる。

特別支援学校の就労コースは県内養護学校2校に設置されることになっているが、事業規模に応じた障がい者の法定雇用率を達成している事業所は少なく、障がい者就労への理解が不十分であるため、各省庁・地方自治体及び民間企業に対し就業機会を広げるための周知・指導を強化すること。

4. 就学支援について

義務教育において、家庭の貧困が子どもたちの健全な成長・教育に悪影響を与えている。子どもたちに等しく教育を受ける権利が保障される教育環境づくりが必要であるため、「育英奨

学金」や「特別貸与奨学金」の利用拡大を促進するための周知・指導を強化すること。

5. 子ども食堂への支援拡大について

子ども食堂は、県内の子どもの貧困率の上昇に伴いニーズが高まっていることに加え、地域高齢者とのコミュニティを形成した居場所の提供と地域社会における学習の場にもなっている。

2019年10月時点で10市4町38箇所に展開されている子ども食堂の更なる拡大をめざし、県全体に波及させるための支援・指導を強化すること。

6. 学習環境の充実について

高等学校へのエアコン設置が順次進められているが、来年の夏に県内全高校でのエアコンの使用が可能になるよう、まだ設置されていない高校に対し早急に設置すること。